

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	1 環境保全							
担当部署	広報広聴課/環境生活課/都市計画課							
現状と課題	<p>◆環境問題は、不法投棄や公害など地域的なものから地球環境問題まで広範に及び、その原因のほとんどは経済活動に起因しています。</p> <p>◆本町では、現在、大気汚染、水質汚濁など、大きな公害や環境に影響を及ぼすことは起きていませんが、今後も引き続き、自然環境の保全やその取り組みに対する意識を高めていく必要があります。</p> <p>◆2003(平成15)年度に「音更町住みよい生活環境づくり条例」を制定したほか、2007(平成19)年度に「地球温暖化対策実行計画」を策定し、持続可能なまちづくりをめざして、2013(平成25)年度から目標年度の2022(令和4)年度までに、22%の温室効果ガスを削減する目標を定め、取り組んでいます。</p> <p>◆再生可能エネルギーに関しては、住宅用太陽光発電システムの設置費用に対して助成を行っているほか、地域会館や学校などへの太陽光発電システムや地中熱を利用したヒートポンプなどの導入を行っています。</p> <p>◆省エネルギーについては、町内会で設置したLED防犯灯の新設および更新に対して補助しており、これまで順調に推移しています。</p>							
めざす方向	<p>■町民の環境問題全般への意識の向上をはかり、本町の豊かな自然環境を保全し、安全で快適に暮らせるきれいなまちづくりの推進と住みよい生活環境の実現をめざします。</p> <p>■地球温暖化対策を推進するため、公共施設等での「地球温暖化対策実行計画」による取り組みを進めます。</p> <p>■町民、事業者、行政が連携協力して再生可能エネルギーの活用をはかり、農業、観光をはじめとする本町産業の発展と環境に優しい持続可能な地域社会の構築をめざします。</p> <p>■太陽光などの再生可能エネルギーは、国の支援制度などの状況を踏まえながら検討します。</p>							
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号(1~17)					
	(1)	環境の保全に向けた啓発と取り組み【環境生活課】【都市計画課】	3	11	12	15		
	(2)	循環型社会づくりの推進【環境生活課】	7	12	13			
	(3)	町民主体の環境保全、環境美化活動の促進【広報広聴課】【環境生活課】	7	11	12	13		
	(4)							
	(5)							
	(6)							
	(7)							

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	1 環境保全							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)環境の保全に向けた啓発と取り組み【環境生活課①~⑤】【都市計画課③】							
①	環境保全への意識を高めるため、啓発活動を進めます。							
②	自然環境や生態系に配慮した公共事業を進めます。							
③	森林や河川などの自然環境の保全と再生に努めます。							
④	鳥獣保護区を中心に、野生鳥獣の保護に努めます。							
⑤	公害を未然に防ぐため、監視指導や環境調査の強化、改善指導に努めます。							
	(2)循環型社会づくりの推進【環境生活課】							
①	地球温暖化対策の取り組みを進め、公共施設などから排出される温室効果ガスの削減に努めるとともに、町民の意識の高揚をはかります。							
②	太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用を進めます。							
	(3)町民主体の環境保全、環境美化活動の促進【環境生活課①】【広報広聴課②】							
①	パネル展やホームページ、広報紙などでさまざまな情報を提供し、家庭で取り組めるエコ活動を促進します。							
②	団体、グループなどによる環境美化活動などを支援します。							
目標指標								
(1)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	「自然環境の保全」の満足度【環境生活課】【都市計画課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	85.8%	R1	86.3%	R6	86.9%	R12
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(2)	温室効果ガスの排出量【環境生活課】	町の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量(年間、二酸化炭素換算排出量)	8,025t	R1	7,630t	R6	6,161t	R12
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(3)	環境行動への啓発活動および環境行事の実施【環境生活課】	おとふけ環境週間等における取組事業数	14件	R1	15件	R6	16件	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	2 景観							
担当部署	広報広聴課/財政課/農政課/商工観光課/土地改良課/都市計画課							
現状と課題	<p>◆本町には、音更川の河岸段丘、オサルシナイ丘陵、耕地防風林、十勝牧場内の自然空間など、美しい自然景観があり、「景観づくり基本計画」などに基づき、豊かな自然を未来にわたって保全し、緑豊かなまちづくりを進めるため、自然の保全や公共施設案内看板の統一、地域の緑化、景観に配慮した都市整備などに取り組んできました。</p> <p>◆市街地にも多くの「緑」がありますが、一部では緑化が不足しており、身近な生活の場にも自然の潤いを感じられるような景観づくりを進めていくことに加えて、国の「景観法」や北海道の「北海道景観計画」などを踏まえ、景観に対する町民の理解や意識を高めていくことが必要です。特に、市街地の幹線道路沿道では、大型広告物の色彩などの景観に与える影響が大きいことから、事業者などとも連携して優れた景観づくりに取り組んでいくことが必要です。</p> <p>◆町内会単位での道路の植樹帯や植樹ます、公園等地域内の公共的空間に花きの植栽を行う活動は、継続的な取り組みとして定着していますが、町内会会員の高齢化が進んでいることから、今後、取り組みの縮小や取りやめなどが懸念されます。</p> <p>◆農業や農村地域が持つ多面的な機能のうち景観形成機能は、農業が営まれ地域の資源が適切に管理されることで発揮されますが、農業者の高齢化や後継者不足による農家人口の減少と担い手農家への負担増により、景観への影響が懸念されます。</p>							
めざす方向	<p>■「景観づくり基本計画」などに基づき、景観の重要性の認識を高めるとともに、町民との協働により町内の優れた景観を保全し、自然との調和や心安らぐ美しい景観に配慮したまちづくりを進めます。</p>							
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号(1~17)					
	(1)	景観に対する意識の向上【広報広聴課】	15					
	(2)	景観に配慮したまちづくりの推進【都市計画課】	15					
	(3)	地域の特性を活かした景観の形成、保護【財政課】【商工観光課】【土地改良課】【都市計画課】	6	9	11	15	17	
	(4)							
	(5)							
	(6)							
	(7)							

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	分野2 景観							
施策の内容(詳細事項)								
	(1)景観に対する意識の向上【広報広聴課】							
①	景観の重要性を周知し、景観づくりを行なう組織の育成や活動を促進します。							
	(2)景観に配慮したまちづくりの推進【都市計画課】							
①	景観法の周知により、景観に配慮した公共事業を進めます。							
②	沿道景観づくりのため、主要な道路の緑化、景観に配慮した大型広告物への指導、助言に努めます。							
	(3)地域の特性を活かした景観の形成、保護【財政課①】【農政課③】【商工観光課③】【土地改良課②、③】							
①	農村地域の利用できなくなった教員住宅等を解体し、地域景観を保全します。							
②	適正に管理されていない農家廃屋については、所有者や地域との話し合いにより撤去されるよう努めます。							
③	景観緑肥の作付け支援、耕地防風林の保全、農地周りの草刈りや農村施設への花壇造成などにより、農村地域の景観形成に努めます。							
目標指標								
(1)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	潤いと思いやりの地域づくり事業補助金(地域緑化事業)の申請件数【広報広聴課】	町内会等の組織で行う「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域緑化事業(花きの植栽等)の申請件数(年間)	47件	R1	49件	R6	51件	R12
(3)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	景観づくりに係る事業件数【都市計画課】	一定規模を超える建築物等の新築等の行為に対する、北海道からの意見照会への回答数	6件	R1	5件	R6	5件	R12
(2)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	緑肥ひまわりの作付面積【商工観光課】	農業との連携による観光地づくりとして取り組んでいる緑肥ひまわりの作付面積	1,070a	R1	2,000a	R6	3,000a	R12
(2)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	多面的機能支払事業の活動区域【土地改良課】	活動区域内の農用地面積	18,680ha	R1	18,680ha	R6	18,680ha	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち						
分野	3 ごみ・し尿収集処理						
担当部署	環境生活課						
現状と課題	<p>◆本町のごみの収集は、「音更町ごみ処理基本計画」と「音更町分別収集計画」などに基づいて運営されており、全町同一の分別収集体制で分別の細分化や減量化と資源リサイクルを進めていますが、環境負荷の軽減をはかり、持続可能な生産消費形態を確保するためには、より一層の分別の徹底と適切な排出方法の啓発、指導が必要です。</p> <p>◆2007(平成19)年度から導入したカラス対策用ごみ袋や2020(令和2)年度から導入したごみ分別アプリケーションは、一定の成果がありました。その効果を高めるためには、引き続き排出ルールやマナーの啓発が必要です。</p> <p>◆し尿処理は、非水洗化世帯が減少していくなか、現在許可している業者のサービスの低下しないように単価の見直しを行っています。</p> <p>◆ごみとし尿については、十勝圏複合事務組合で共同処理しています。</p> <p>◆地震などの自然災害や感染症対策などを踏まえ、災害発生後の町民の生活環境を守るため、2020(令和2)年度に災害廃棄物処理計画を策定しました。</p>						
めざす方向	<p>■ごみの減量化や資源リサイクルを推進し、再資源化に努めます。</p> <p>■ごみの分別・排出ルールやマナーについて引き続き啓発し、快適な生活環境づくりを進めます。</p>						
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1~17)				
	(1)	ごみ・し尿の収集	6	12	14		
	(2)	ごみ・し尿の処理	6	12	14		
	(3)						
	(4)						
	(5)						
	(6)						
	(7)						
	(8)						

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	3 ごみ・し尿収集処理							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
(1)ごみ・し尿の収集【環境生活課】								
①	ごみ収集を適切に行うため、収集方法や収集体制の改善に努めます。							
②	ごみの減量化や資源リサイクルを推進するため、ごみの分別・排出方法のきめ細かな周知や啓発活動を進めます。							
③	高齢化の進行などに対応するため、きめ細やかで効率的なごみ収集体制について検討します。							
④	し尿の収集量の減少により収集サービスの低下を招かないように、対策に努めます。							
⑤	食品ロスを削減していくための効果的な方法を検討します。							
(2)ごみ・し尿の処理【環境生活課】								
①	関係自治体とともに、ごみ・し尿の適正処理を進めます。							
②	十勝圏複合事務組合で進めている新中間処理施設整備に構成市町村として取り組みます。							
目標指標								
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)-1	「ごみの収集・リサイクル」の満足度【環境生活課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	87.4%	R1	87.8%	R6	88.3%	R12
(1)-2	町民1人当たり年間ごみ排出量【環境生活課】	町民1人当たり年間ごみ排出量	271kg	R1	257kg	R6	242kg	R12
(1)-3	リサイクル率【環境生活課】	一般廃棄物全体に占めるリサイクルされた廃棄物の割合	26.7%	R1	28.0%	R6	29.7%	R12
(2)-1	可燃および不燃ごみ処理量(家庭ごみ)【環境生活課】	くりりんセンターにおける可燃および不燃ごみ処理量(家庭ごみ)	6,632t	R1	6,599t	R6	6,559t	R12
(2)-2	資源ごみ処理量【環境生活課】	十勝リサイクルプラザにおける資源ごみ処理量	1,944t	R1	1,895t	R6	1,838t	R12
(2)-3	し尿および浄化槽汚泥処理量【環境生活課】	十勝川浄化センターにおけるし尿および浄化槽汚泥処理量	5,712t	R1	5,426t	R6	5,100t	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち	
分野	4 公共交通	
担当部署	企画課/学校教育課	
現状と課題	<p>◆本町は、2017(平成29)年度に「地域公共交通網形成計画」を策定し、この計画に基づいた取り組みを進めてきました。</p> <p>◆町内における交通手段を確保するため、市街地を循環するコミュニティバスの運行や、農村部ではスクールバスの混乗利用を行ってきました。2019(令和元)年度からは、農村部と市街地を結ぶ農村地域予約制乗合タクシーの本運行を開始しており、課題であった町内における公共交通の空白地域が解消されました。</p> <p>◆コミュニティバスは、これまでもノンステップバスの導入や運行時刻および路線の一部変更など、より使いやすくなるよう改善を行っておりますが、乗車時間の長さや便数の少なさといった課題があります。乗合タクシーも含めて、さらなる利便性の向上をはかる必要があります。</p> <p>◆生活路線バスは、自家用車の普及に加え、少子化による利用者の減少という課題に直面しており、赤字路線は、国、北海道、町などが運行経費の一部を助成することによって路線が維持されていますが、町の負担は増加傾向が続いていることから、今後も沿線自治体や民間事業者と協力し、利便性の向上などを通じた利用者の増加をはかっていくことが必要です。</p> <p>◆今後の北海道横断自動車道の延長に伴い、本町は道内主要都市と帯広圏を結ぶ道路交通の要衝となることが見込まれます。都市間を結ぶ公共交通機関である高速バスのさらなる利便性向上のため、交通結節点の設置などの環境整備が求められています。</p> <p>◆大量輸送機関である鉄道は根室線の富良野・新得間が2016(平成28)年に「単独では維持困難な線区」の対象となるなど、今後の鉄道網の維持が課題となっています。</p> <p>◆とち帯広空港は、道内7空港の一括民営化により、観光、ビジネスでのさらなる利便性向上が期待されます。</p> <p>◆今後の公共交通機関の利用にあたっては、環境問題などに配慮し、利用者の自発的な公共交通機関などへの転換を促す取り組み(モビリティ・マネジメント)を推進することも重要となっています。</p>	
	めざす方向	<p>■町民の交通手段の確保をはかるため、公共交通の維持と利便性の向上に努めます。</p> <p>■高齢者をはじめ車を持たない人が身近な交通機関を利用して外出できるまちづくりを進めます。</p> <p>■広域の公共交通については、その維持・利便性の向上を関係機関に要請していきます。</p>
施策	施策名	対応するSDGsの17の目標の番号(1~17)
	(1) コミュニティバスと農村地域予約制乗合タクシーの利便性向上【企画課】	11 17
	(2) 地域生活バス路線の確保【企画課】	11 17
	(3) 鉄道・航空・高速バスなどの利便性向上【企画課】【学校教育課】	11 17
	(4)	
	(5)	
	(6)	
	(7)	
(8)		

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	4 公共交通							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)コミュニティバスと農村地域予約制乗合タクシーの利便性向上【企画課】							
①	コミュニティバスの利便性向上に努めます。							
②	農村地域予約制乗合タクシーの利便性向上に努めます。							
	(2)地域生活バス路線の確保【企画課】							
①	地域生活バス路線の確保に努めます。							
②	ICTの発達を踏まえたモビリティ・マネジメントの取り組みを検討します。							
	(3)鉄道・航空・高速バスなどの利便性向上【企画課①~③】【学校教育課④】							
①	持続可能な鉄道網の確立を関係機関へ要請します。							
②	とち帯広空港の機能強化を関係機関へ要請します。							
③	高速バスの利便性向上につながる環境を整備します。							
④	スクールバスの混乗利用を引き続き進めます。							
目標指標								
(1)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	「コミュニティバスの利用のしやすさ」の満足度【企画課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	66.7%	R1	70%	R6	73%	R12
(1)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	「農村地域予約制乗合タクシーの利用のしやすさ」の満足度【企画課】	乗合タクシー利用者へのアンケート調査による満足度	※R2にアンケート調査を予定	R2		R6		R12
(2)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	地域生活バス路線数【企画課】	町内の地域生活バス路線数	16路線	R1	16路線	R6	16路線	R12
(3)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	都市間高速バス路線数【企画課】	町内を運行する都市間高速バスの路線数	4路線	R1	5路線	R6	5路線	R12
(3)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	農村部におけるスクールバス混乗利用者数【学校教育課】	農村部におけるスクールバス混乗利用者年間延べ人数(年間)	1,583人	R1	1,600人	R6	1,600人	R12



分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
節	第2節 便利で安全な生活環境							
分野	6 消防、防災							
担当部署	広報広聴課/情報・防災課/福祉課/建築住宅課/消防担当							
現状と課題	<p>◆本町は、災害時に備え「地域防災計画」を策定し、全町的に指定緊急避難場所43か所と指定避難所35か所を指定しているほか、十勝川温泉旅館組合、建設業関連団体などと災害時の協力に関する協定を締結しています。</p> <p>◆防災倉庫などに避難所用食料・生活必需品や資器材の計画的な整備を進めていますが、今後も、避難所としての民間施設の活用などのほか、避難所生活における高齢者、障がい者、妊産婦などへの配慮や感染症対策などを考えていくことが必要です。</p> <p>◆避難行動要支援者名簿登録者数は、2019(令和元)年度末現在3,799人で、そのうち避難所まで自らの力で移動することが困難な人は741人となっており、今後も支援が必要な人の把握と情報の活用手法等について検討が必要です。</p> <p>◆自主防災組織は、組織率が町内全世帯数の78.9%にとどまっているため、出前防災講座や広報活動などを通じて防災意識を高めるとともに、他の事例も参考にしながら、組織率を向上させることが必要です。</p> <p>◆近年、全国で災害が頻発し、甚大な被害が発生しています。大規模災害から町民の生命と財産を守り、本町の持続可能なまちづくりを実現するためには、国土強靱化の取り組みが必要です。</p> <p>◆常備消防である音更消防署は、2016(平成28)年4月からの十勝圏における消防広域化以降、指令業務の一元化により直近署所からの出動体制を構築していますが、今後も消防広域化のスケールメリットを生かした必要な消防力、効率的な組織運営を継続することが必要です。</p> <p>◆非常備消防である音更町消防団(1本部、8分団、団員159名)は、地域防災力の要として訓練や研修を通じて知識技能の向上に努めていますが、今後もさまざまな災害に対応できるよう、常備消防や自主防災組織等と連携した活動を行うことが求められています。</p> <p>◆2017(平成29)年度に「耐震改修促進計画」を改訂し、住宅および多くの人が利用する建築物の耐震化率を95%以上とする目標を立て、さまざまな助成制度を設けていますが、利用が低調であることから、助成制度の周知をさらに進め、建築物の耐震化を促進することが必要です。</p>							
	めざす方向	<p>■町民生活を災害から守るため、防災に対する町民意識を高めるとともに、国土強靱化地域計画に基づいた取り組みと自主防災組織の充実強化を進め、安全・安心な生活を営むことができるよう、大規模災害にも対応した災害に強いまちをめざします。</p> <p>■消防・救急体制の充実強化をはかり、町民の生命、財産を守ります。</p> <p>■支援が必要な方の情報を的確に把握し、町内会や自主防災組織などの情報共有・活用をはかります。</p> <p>■建築物の耐震化を促進し、震災に強いまちをめざします。</p>						
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1~17)					
	(1)	防災対策の充実【広報広聴課】【情報・防災課】【福祉課】【建築住宅課】	3	11	13	17		
	(2)	消防・救急体制の充実【消防担当】	11					
	(3)	火災予防の充実【消防担当】	11					
	(4)	消防団の活性化【消防担当】	11					
	(5)							
	(6)							
	(7)							
	(8)							

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	6 消防、防災							
施策の内容(詳細事項)								
(1)防災対策の充実【情報・防災課①~⑦】【福祉課⑤】【広報広聴課⑤】【建築住宅課⑧、⑨】								
①	災害に対する備えや防災意識の向上をはかるため、「地域防災計画」や防災情報などを周知します。							
②	携帯電話や戸別受信機などにより、災害時の緊急連絡情報を円滑に伝えます。							
③	災害時における体制整備をはかるため、民間や関連団体などとの連携や協力体制の充実に努めます。							
④	感染症対策や避難所の生活環境にも配慮し、民間施設も含め多様な避難場所の確保に努めるほか、災害物資や防災救助品を計画的に整備します。							
⑤	自主的な防災活動を全町に普及させるため、自主防災組織などの育成、活動支援に努めるとともに、避難行動要支援者の把握と情報の活用を進めます。							
⑥	国土強靱化地域計画に基づいた防災・減災などの取り組みを進めます。							
⑦	武力攻撃事態などから町民を保護する「国民保護計画」の周知や体制の整備をはかります。							
⑧	木造住宅の耐震化を進めるため、耐震診断や耐震改修費に対する助成や無料簡易耐震診断を実施します。							
⑨	大規模建築物の耐震化を進めるため、耐震診断、耐震改修設計、耐震改修に対し助成します。							
(2)消防・救急体制の充実【消防担当】								
①	消防車両の計画的な更新に努めます。							
②	消防用水利の計画的な整備、更新に努めます。							
③	広域的な出動、応援体制と活動の促進に努めます。							
④	消防力の充実強化のため、消防職員の計画的な確保と資質の向上をはかります。							
⑤	救急救助体制を充実させるため、救急救命士の確保や救急車両などの整備に努めます。							
(3)火災予防の充実【消防担当】								
①	宿泊施設、店舗、病院などの予防査察を強化し、法令遵守の徹底をはかります。							
②	防火・消防クラブなど地域住民による防火組織の育成、活動を支援します。							
③	消防団、防火安全協会と連携し、火災予防啓発に努めます。							
④	住宅用火災警報器や防災製品の普及・設置を促進し、町民の防火意識の高揚をはかります。							
(4)消防団の活性化【消防担当】								
①	要員動員力及び即時対応力を活かすため、消防団員の入団促進に努め、活動に必要な安全装備品の充実強化をはかります。							
②	資質を向上させるため、効率的で充実した教育訓練や研修を計画的に進めます。							
③	地域の防災力を強化するため自主防災組織などと連携を深め、防災意識の充実をはかります。							
④	消防団活動の拠点となる消防会館を計画的に整備します。							
目標指標								
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)-1	「自然災害などに対する防災体制」の満足度【情報・防災課】【福祉課】【広報広聴課】【建築住宅課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	78.1%	R1	79.0%	R6	80.0%	R12

目標指標

目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)-2 自主防災組織の組織率 【情報・防災課】	総世帯数に対する自主防災組織結成 行政区の世帯数の割合	78.9% (16,100世帯)	R1	82.0% (16,725世帯)	R6	85.0% (17,350世帯)	R12
(1)-3 防災協定の締結数 【情報防災課】	災害時における協力に関する協定の 締結件数	47件	R1	58件	R6	70件	R12
(1)-4 住宅の耐震化率 【建築住宅課】	住宅の総戸数に対する耐震性のある 住宅の割合	84.0%	R1	95.0%	R6	95.0%	R12
(1)-5 特定建築物の耐震化率 【建築住宅課】	多数の人が利用する建築物(特定建 築物)総数に対する耐震性のある特定 建築物の割合	87.0%	R1	95.0%	R6	95.0%	R12
(1)-6 「潤いと思いやりの地域づく り事業」の申請件数 【広報広聴課】	地域自主防災組織で行う「潤いと思 いやりの地域づくり事業」における地域 防災組織活動事業の申請件数	61件	R1	68件	R6	76件	R12
(2) 救急救命士の資格者数 【消防担当】	救急救命士の資格を持つ消防職員数 の維持	24人	R1	24人	R6	24人	R12
(2) 「消防・救急体制」の満足度 【消防担当】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや 満足、普通」と回答した割合)	90.0%	R1	100%	R6	100%	R12
(3) 住宅用火災警報器の普及 【消防担当】	住宅用火災警報器の設置率	71.3%	R1	85.0%	R6	90.0%	R12
(4) 消防団員の確保 【消防担当】	消防団員の定員数確保	155人	R1	159人	R6	159人	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 住み良さと自然が共生するまち	
節	第2節 便利で安全な生活環境	
分野	7 交通安全、防犯	
担当部署	環境生活課	
現状と課題	<p>◆本町での交通事故発生件数は、死傷者数とともに減少傾向にありますが、高齢者の事故の割合が高くなっています。</p> <p>◆高齢者ドライバーの事故増加に関しては、交通安全関係団体と連携し、交通安全教室をはじめ、積極的な交通安全の啓発・啓蒙の推進が求められています。</p> <p>◆犯罪の発生内容としては、窃盗犯が最も多いものの、発生件数は減少しており、2019(令和元)年は104件で、5年前の半分以下(2014(平成26)年:224件)となっています。</p> <p>◆町内は帯広警察署が管轄する区域で、2交番、2駐在所が配置されています。</p>	
めざす方向	<p>■交通安全への取り組みは、関係団体と連携し、高齢者を含め交通安全意識を高めるための啓発活動を行うとともに、交通事故を防ぐ環境づくりを進めます。</p> <p>■防犯対策は、地域ぐるみの防犯活動を促進するため、家庭、地域、関係機関・団体との連携をはかります。</p> <p>■交番体制などの充実を関係機関に働きかけます。</p>	
施策	施策名	対応するSDGsの17の目標の番号(1~17)
	(1) 交通安全の意識向上【環境生活課】	3 11
	(2) 交通事故を防ぐ環境づくり【環境生活課】	3 11
	(3) 防犯対策の推進【環境生活課】	11
	(4)	
	(5)	
	(6)	
	(7)	
	(8)	

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	7 交通安全、防犯							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)交通安全の意識向上【環境生活課】							
①	交通安全意識を普及させるため、ホームページや広報紙等を活用した啓発活動を進めるとともに、保育園、学校、老人クラブなどを通じて各世代に応じた交通安全教育を進めます。							
②	一人ひとりに交通安全意識を普及させるため、交通安全関係団体と連携して交通安全運動を展開します。							
	(2)交通事故を防ぐ環境づくり【環境生活課】							
①	交通事故を未然に防ぐため、信号機などの設置を関係機関に要請するとともに、危険箇所を中心に注意看板等の設置などの交通安全対策を進めます。							
②	歩行者の安全確保をはかるため、歩道の設置、段差の解消、街路灯や防犯灯、通学路の整備などを進めます。							
③	高齢者ドライバーの事故減少をはかる取り組みを検討します。							
	(3)防犯対策の推進【環境生活課】							
①	地域ぐるみの防犯活動を促進するため、家庭、地域、関係機関・団体との連携を深めていきます。							
②	夜間の犯罪を防ぐため、防犯灯などの整備を進めます。							
③	交番体制などの充実を関係機関に働きかけます。							
目標指標								
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)	「交通安全への取り組み」の満足度【環境生活課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	82.6%	R1	83.1%	R6	83.7%	R12
(2)	交通事故死傷者数【環境生活課】	交通事故による年間死傷者数	72人	R1	68人	R6	64人	R12
(3)-1	「地域での防犯対策」の満足度【環境生活課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	79.7%	R1	80.2%	R6	80.8%	R12
(3)-2	刑法犯認知件数【環境生活課】	警察で発生を認知した、町内での事件数(年間)	104件	R1	99件	R6	93件	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち						
分野	8 道路						
担当部署	企画課/広報広聴課/土地改良課/都市計画課/土木課						
現状と課題	<p>◆本町の道路網は、北海道横断自動車道、帯広北バイパス、国道241号と道道12路線を骨格とし、これらに接続する町道で形成されています。</p> <p>◆2015(平成27)年3月に帯広～広尾間の高規格幹線道路の忠類大樹インターチェンジまで、2016(平成28)年3月に北海道横断自動車道の白糠インターチェンジ～阿寒インターチェンジ間が開通し、人的交流の活性化や物流の効率化などに大きく貢献しています。</p> <p>◆高速道路ネットワークの整備、延伸は、交通利便性の向上に加え、物流の効率化、観光客の増加など多様な効果があります。十勝圏の持続的な発展のためには、北海道横断自動車道と帯広・広尾自動車道の早期完成のほか、道央圏、釧根圏、北網圏などからの交流人口や物流を増大させるため、道東自動車道の4車線化と音更帯広インターチェンジ～池田インターチェンジ間へのスマートインターチェンジ設置や、スマートインターチェンジと既存の主要幹線道路を結ぶ機能的なアクセス路の整備が求められています。</p> <p>◆国道241号は、道東圏並びに旭川圏との連絡や北十勝の幹線道路として重要な役割を担っていますが、特に木野市街地の区間は、年間を通して通行車両が多く、交通事故が多発するほか、慢性的な渋滞が発生しています。このような現状を改善するため、現在行われている交通事故対策事業の早期完成が求められています。同時に行われる無電柱化事業は、災害時の電柱倒壊による交通障害を防ぐなどの都市防災が強化されるとともに、都市景観の向上が期待されます。</p> <p>◆道道は、隣接する市町村を結ぶ地域の主要幹線道路であり、歩道などの交通安全施設の整備のほか、整備計画路線の早期完成が求められています。</p> <p>◆都市計画道路の整備率は、2019(令和元)年度末現在で76.4%であり、計画的な整備が求められています。</p> <p>◆町道舗装率は、2018(平成30)年度末現在、市街地で94.1%、農村部で53.1%、全体で63.2%であり、計画的な未舗装路線の整備や老朽化した舗装済路線の補修、再整備が求められています。</p> <p>◆道路の整備は、地域住民の意向や交通需要、財政状況などを総合的に検証しながら進める必要があります。</p> <p>◆急増する老朽化橋梁を保全するため「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく計画的な維持管理が必要です。</p> <p>◆降雪状況にあわせた適切な除雪を実施するとともに、除雪に関する情報発信を行い町民の理解を得ることが必要です。</p> <p>◆地域の一層の安全性を確保するためには、町内会が行う道路交差点等の除排雪が重要となっています。</p>						
	めざす方向	<p>■国道、道道で整備が必要な路線については積極的に要請するほか、これらに接続する町道の整備および適切で計画的な維持管理を推進し、誰もが安全で快適に利用できる道路環境整備に努めます。</p> <p>■快適な移動環境の創造や農業、観光などの産業振興、災害時の道路交通網の確保をはかるため、高速道路ネットワークの整備促進をはかります。</p> <p>■道路の除雪については、冬道の安全を確保するために降雪状況に応じた適切な除雪を行うとともに、関連する情報をわかりやすく発信し、町民の理解と協力が得られるように努めます。</p>					
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1～17)				
	(1)	高速道路ネットワークの整備促進【企画課】【都市計画課】	8	9	11	17	
	(2)	国道、道道の整備促進【企画課】【都市計画課】	8	9	11	17	
	(3)	町道の整備促進、維持補修【土地改良課】【都市計画課】【土木課】	9	11			
	(4)	迅速、的確な除雪の推進【広報広聴課】【土木課】	9	11			
	(5)						
	(6)						
	(7)						
	(8)						

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	8 道路							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)高速道路ネットワークの整備促進【企画課②～⑤】【都市計画課①～④】							
①	供用区間の利用促進をはかるため、PR活動に努めます。							
②	北海道横断自動車道の早期完成をめざし、関係機関に要請します。							
③	帯広・広尾自動車道の早期完成をめざし、関係機関に要請します。							
④	高速道路ネットワークとのアクセス強化をはかるため、スマートインターチェンジや主要幹線を結ぶアクセス路の整備を関係機関に要請します。							
⑤	高速道路の機能強化をはかるため、道東自動車道の早期4車線化を関係機関に要請します。							
	(2)国道、道道の整備促進【企画課①】【都市計画課①、②】							
①	一般国道241号(音更大通)の交通事故対策事業および無電柱化事業の早期完成を関係機関に要請します。							
②	沿道の現況や将来的な土地利用を見極め計画的に道道整備が進むよう、関係機関に要請します。							
	(3)町道の整備促進、維持補修【土地改良課①】【都市計画課⑥】【土木課①～⑤】							
①	交通二ーズを踏まえ、補助事業を活用した整備手法を検討し、農村部の道路整備を進めます。							
②	道路状況に応じて、市街地における住宅地内道路の再整備などを進めます。							
③	町民との協働による道路の安全確保に向け、道路パトロールの強化や情報の協力を得るなど道路管理体制のあり方について、地域と連携して検討します。							
④	「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の適切な維持管理により長寿命化に努めます。							
⑤	道路の適切な維持管理により長寿命化に努めます。							
⑥	自転車や歩行者のための道路づくりをめざし、ネットワーク化の促進に努めます。							
	(4)迅速、的確な除雪の推進【広報広聴課③】【土木課①～③】							
①	適切な道路の除雪態勢の確保に努めます。							
②	降雪や道路の積雪状況に応じた除排雪に努めます。							
③	坂道、交差点、歩道の滑り止めなど、町民や警察の協力を得ながら冬道の安全確保に努めます。							
目標指標								
(1)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	北海道横断自動車道の供用延長【都市計画課】	北海道横断自動車道の供用延長	324.4km	R1	361.4km	R6	400.4km	R12
(1)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	帯広・広尾自動車道の供用延長【都市計画課】	帯広・広尾自動車道の供用延長	59.2km	R1	69.2km	R6	74.3km	R12
(2)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	「道路の整備・管理」の満足度【企画課】【都市計画課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	69.9%	R1	72.5%	R6	75.0%	R12

目標指標

目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(3)-1 都市計画道路の整備率 【都市計画課】	都市計画道路の計画延長に対する整備済延長の割合(国道、道道含む)	76.4%	R1	78.2%	R6	78.7%	R12
(3)-2 ふるさと農道緊急整備事業の整備【土地改良課】	ふるさと農道緊急整備事業の整備延長	63,742m	R1	65,362m	R6	67,566m	R12
(3)-3 住宅地内道路の再整備率 【土木課】	市街部における道路再整備事業の実施延長と実施率	47,514m (62.2%)	R1	55,014m (72.0%)	R6	64,014m (83.7%)	R12
(3)-4 「道路の整備・管理」の満足度【土地改良課】【都市計画課】【土木課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	69.9%	R1	72.5%	R6	75.0%	R12
(4)-1 「道路や歩道の除雪」の満足度【広報広聴課】【土木課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	62.2%	R1	65.0%	R6	68.0%	R12
(4)-2 「潤いと思いやりの地域づくり事業<地域福祉・安全事業(除排雪)>」の申請件数【広報広聴課】	町内会組織などを中心とする「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域福祉・安全事業(除排雪)の申請件数(年間)	16件	R1	18件	R6	20件	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	9 河川							
担当部署	土木課							
現状と課題	<p>◆町内には、国、北海道および町が管轄する101条の河川があり、災害に強く、町民の生活、経済活動が停滞することがないように河川の整備と維持管理を行う必要があります。</p> <p>◆河川環境資源の保護、回復、持続可能な利用の推進をはかるとともに、生物多様性の損失を防ぐ必要があります。</p>							
めざす方向	<p>■国や北海道および周辺自治体と連携し、適切な整備、維持管理を行い、災害に強い川づくりと持続可能な利用の推進に努めます。</p>							
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1~17)					
	(1)	河川改修の推進と維持管理【土木課】	11	14	15			
	(2)							
	(3)							
	(4)							
	(5)							
	(6)							
	(7)							
	(8)							

施策別基本計画調書(集約)

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	9 河川							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)河川改修の推進と維持管理【土木課】							
①	自然環境や生態系の保全に配慮した工法や親水性のある工法などによる改修を関係機関に要請します。							
②	町民の河川に対するニーズに沿った河川空間の有効活用ができるよう、改修や利活用の協議に町民参加を進めます。							
③	河川の機能を維持するため、必要に応じて河川や河川敷地の維持管理に努めるとともに関係機関に要請します。							
④	災害に強い川づくりを関係機関に要請します。							
目標指標								
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)	当該年度の普通河川の修繕率【土木課】	普通河川における要修繕箇所のうち当該年度に修繕すべき箇所数に対する修繕箇所数の割合	100%	R1	100%	R6	100%	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち						
分野	10 公園、緑地						
担当部署	広報広聴課/都市計画課/土木課						
現状と課題	<p>◆町内には、2019(令和元)年度末現在で109か所の公園・緑地等がありますが、公園の利用ニーズが多様化するなか、一時避難場所としての防災機能確保のほか、計画的な再整備に加えて、高齢者の利用、冬期間における利用を考慮した整備と質の良い緑の確保がより一層求められています。</p> <p>◆公園等地域内の公共的空間に花きの植栽を行い、緑化を進める活動に町民が参加することで、地域のコミュニケーションが広がり、協働によるまちづくりの促進に大きく寄与しています。</p> <p>◆公園施設の老朽化が進んでいることから、計画的な施設の更新と維持管理による安全性の確保が必要です。</p>						
めざす方向	<p>■くつろぎの場や子どもの遊び場として、誰もが利用しやすい安全な公園のほか、防災機能を備えた公園づくりをめざし、整備・更新と維持管理を計画的に進めます。</p> <p>■快適な生活環境と安全な都市づくりの一環として、緑地を整備し公園樹木を適正に保全します。</p> <p>■町民との協働による花壇づくりや緑化事業を引き続き進めます。</p>						
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1~17)				
	(1)	公園、緑地の整備、維持管理【都市計画課】【土木課】	11				
	(2)	町民との協働による緑化や公園の維持管理【広報広聴課】【土木課】	7	11	15	17	
	(3)						
	(4)						
	(5)						
	(6)						
	(7)						
	(8)						

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	10 公園、緑地							
施策の内容(詳細事項)								
	(1)公園、緑地の整備、維持管理【都市計画課①~④】【土木課①、③】							
①	「緑の基本計画」に基づく公園の適正な配置と誰もが利用しやすい魅力的な公園づくりに努めます。							
②	防災機能を備えた公園づくりに努めます。							
③	「公園施設長寿命化計画」に基づく既存公園の延命化と再整備を計画的に進めます。							
④	冬期間も利用できるような整備を検討します。							
	(2)町民との協働による緑化や公園の維持管理【広報広聴課①】【土木課②】							
①	町民との協働による花壇づくりや緑化を進める活動などを支援します。							
②	町民との協働による公園の維持管理を進める活動などを支援します。							
目標指標								
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)-1	「公園や緑地の整備・管理」の満足度【都市計画課】【土木課】	まちづくり町民アンケート(「満足、やや満足、普通」と回答した割合)	79.1%	R1	82.1%	R6	85.0%	R12
(1)-2	公園施設長寿命化修繕計画対策事業費実施率【土木課】	「公園施設長寿命化修繕計画 平成30年度改正(平成31年~令和10年)」における事業割合	13.3%	R1	61.8%	R6	100.0%	R12
(2)-1	「潤いと思いやりの地域づくり事業(地域緑化)」の申請件数【広報広聴課】	町内会組織などを中心とする「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域緑化事業の申請件数(年間)	47件	R1	49件	R6	51件	R12
(2)-2	「潤いと思いやりの地域づくり事業(地域環境美化)」の申請件数【広報広聴課】	町内会組織などを中心とする「潤いと思いやりの地域づくり事業」における地域美化事業の申請件数(年間)	83件	R1	87件	R6	91件	R12
(2)-3	地域住民による公園、緑地維持管理団体数【土木課】	町内会、老人会等による公園、緑地維持管理団体数。公園管理交付金の交付件数。	14団体	R1	12団体	R6	12団体	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち						
分野	11 火葬場、霊園、合同納骨塚						
担当部署	環境生活課						
現状と課題	<p>◆本町の火葬場は、今後も人口動態等を見据えて、引き続き適切な管理運営体制の充実に努める必要があります。</p> <p>◆霊園は、当初造成した園路や排水施設などの老朽化が著しい状況にあることから、施設の計画的な再整備、維持補修を行うとともに、清潔な環境を保つように努める必要があります。</p> <p>◆高齢単独世帯の増加や家族のつながりの希薄化、お墓に対する考え方などの変化を踏まえ、霊園・お墓のあり方および合同納骨塚などについて検討が必要です。</p>						
めざす方向	<p>■火葬場の適正な管理運営体制の充実と、霊園の再整備や維持管理、環境美化に努めます。</p> <p>■合同納骨塚などの整備について検討します。</p>						
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1~17)				
	(1)	火葬場の維持管理および霊園の整備、維持管理【環境生活課】	9				
	(2)						
	(3)						
	(4)						
	(5)						
	(6)						
	(7)						
	(8)						

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	11 火葬場、霊園、合同納骨塚							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)火葬場の維持管理および霊園の整備、維持管理【環境生活課】							
①	火葬場の適正な管理運営体制の充実に努めます。							
②	霊園の再整備を計画的に進めます。							
③	霊園の適切な維持管理を行うとともに、環境美化に努めます。							
④	合同納骨塚などの整備について検討します。							
目標指標								
	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(1)	霊園の総許可件数【環境生活課】	霊園の総許可件数(累計)	2,955件	R1	3,005件	R6	3,065件	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち	
分野	12 住宅、宅地	
担当部署	都市計画課/建築住宅課	
現状と課題	<p>◆宅地については、少子高齢化による人口減少や国のコンパクトシティ推進施策により、住居系の新規市街化区域の編入が困難となっています。帯広圏内の宅地ニーズに対応した開発を促進することが重要であることから、既存市街地内にある遊休町有地を含めた未利用地を有効活用するほか、「音更町空き地・空き家バンク制度」や民間が保有する空き地・空き家情報を積極的に活用することが必要です。</p> <p>◆少子高齢化などによる世帯構造の変化に伴い、求められる住宅ニーズも多様化しており、高齢者、障がい者への配慮や、子育て世帯への支援など、世帯特性の変化に対応する住環境づくりをめざすための取り組みが求められています。</p> <p>◆国では、子育て世帯・高齢者・障がい者・低所得者などの居住の安定をはかるため、新たな住宅セーフティネット制度を創設し、既存の公営住宅等の手法だけでなく、民間活力の導入や空き家の活用などを推進しています。</p> <p>◆本町は、2019(令和元)年度末現在で992戸の公営住宅を管理しており、そのうち30.4%がすでに耐用年限を超えていることから、対策が求められています。</p> <p>◆全国的に空き家が増加し社会問題となっていますが、特に適切な管理がされない空き家等においては、防災・防犯・衛生・景観等多岐に渡る問題が生じ、住民の生活に影響を及ぼしていることから、空き家等の発生抑制、適切な管理および利活用に関する対策が求められています。</p>	
	めざす方向	<p>■既存市街地内の未利用地について、利用を促し、有効な土地利用を進めます。</p> <p>■住みたいと思われるような「ゆとりある住みよい住まいづくり」をはかるため、誰もが安全・安心に暮らし続けられる住環境の形成に向けた住宅政策を進めます。</p> <p>■公営住宅の計画的な更新を進めるとともに、既存公営住宅の修繕による長寿命化をはかります。</p> <p>■空き家等の発生抑制、適切な管理および利活用に関する対策を総合的かつ計画的に進めます。</p>
施策	施策名	対応するSDGsの17の目標の番号(1~17)
	(1) 宅地の開発【都市計画課】	11
	(2) 空き地、空き家の有効活用【都市計画課】【建築住宅課】	11
	(3) 民間住宅の整備推進【建築住宅課】	11
	(4) 公営住宅の整備、維持管理【建築住宅課】	11
	(5)	
	(6)	
	(7)	

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	12 住宅、宅地							
施策-【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)宅地の開発【都市計画課】							
①	既存市街地内の未利用地について、住宅地としての利用を促進します。							
	(2)空き地、空き家の有効活用【都市計画課①】【建築住宅課②、③】							
①	空き地・空き家の現状を把握し、利用可能な空き地・空き家の有効活用をはかります。							
②	空家対策計画に基づき、空き家などの発生抑制、適切な管理および利活用に関する対策を計画的に進めます。							
③	老朽化による危険な空き家の除却や空き家購入に対し補助することで空き家の有効活用をはかります。							
	(3)民間住宅の整備推進【建築住宅課】							
①	町による町内土地住宅情報のネットワークの活用を進めます。							
②	高齢者や障がい者などに配慮した住宅の整備を推進するため、既存住宅の改修に対し助成します。							
	(4)公営住宅の整備、維持管理【建築住宅課】							
①	「住生活基本計画」「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、公営住宅の適正な整備と維持管理に努めます。							
②	民間活力を活用した買取り・借上げ公営住宅制度の活用をはかります。							
③	子育て世帯向け民間賃貸住宅家賃補助事業を推進し、公営住宅を補完する住宅として民間賃貸住宅の活用をはかります。							
目標指標								
(1)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	宅地造成地区の宅地利用率【都市計画課】	土地区画整理事業および開発行為により造成された団地の宅地利用率(住宅が建築されている区画数÷全区画数)	94.4%	R1	95.8%	R6	97.2%	R12
(2)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	空き地情報の公開件数【都市計画課】	登録された空き地情報公開件数(累計)	61件	R1	80件	R6	100件	R12
(2)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	空き家率【建築住宅課】	住宅・土地統計調査による空き家率	9.4%	R1	9.4%	R6	9.4%	R12
(2)-3	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	空き家情報の利用件数【建築住宅課】	空き家バンクに登録された情報の利用件数(累計)	40件	R1	60件	R6	84件	R12
(2)-4	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	空き家対策事業利用数【建築住宅課】	老朽空家等除去事業補助金、空家活用定住促進事業補助金の利用件数	20件	R1	25件	R6	31件	R12
(3)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	やさしい住宅改修費補助の利用数【建築住宅課】	やさしい住宅改修費補助金を受けて改修を行った件数(累計)	226件	R1	371件	R6	545件	R12

目標指標

目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
(4)-1 老朽化した公営住宅などの割合【建築住宅課】	耐用年限の2分の1を経過し老朽化した公営住宅等の割合	41.3%	R1	38.0%	R6	35.5%	R12
(4)-2 子育て世帯向け民間賃貸住宅戸数【建築住宅課】	公営住宅を補完する住宅として子育て世帯を支援するための民間賃貸住宅の活用戸数	24戸	R1	25戸	R6	30戸	R12
(4)-3 民間活力を活用した公営住宅の戸数【建築住宅課】	公営住宅建替え時に民間が建設した住宅を買取った戸数および民間賃貸住宅を公営住宅として借上げた戸数	20戸	R1	40戸	R6	40戸	R12
(4)-4 既存公営住宅の適正な維持管理【建築住宅課】	公営住宅等長寿命化計画に基づき既存公営住宅の計画的な修繕を実施した戸数	40戸	R1	246戸	R6	390戸	R12



分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち	
分野	14 水道	
担当部署	上下水道課	
現状と課題	<p>◆本町の水道は、市街地を主な給水区域とする上水道と、農村部を給水区域とする簡易水道で管理運営を行なっています。</p> <p>◆河川を主な水源とする上水道は、大雨災害などに備えるため、河川からの取水と深井戸を水源とする音更町浄水場のほか、十勝中部広域水道企業団からの受水により2系統の水源を確保しており、簡易水道は、深井戸や湧水を水源として安全で良質な水を安定的に給水することに努めています。</p> <p>◆水道事業は、ライフラインである水道施設を管理する重要な役割を担っていますが、人口減少に伴う料金収入の減少、管路・施設の老朽化による更新事業費の増加など、経営環境は厳しさを増していきと考えられます。</p> <p>◆今後は、老朽化した水道施設の計画的な更新事業の実施が必要となるほか、自然災害などに備え、病院や避難施設等の重要施設への給水確保に向けた管路の耐震化事業を進める必要があります。</p>	
めざす方向	<p>■安全で良質な水道水を安定供給します。</p> <p>■災害対応なども見据えた水道施設の更新事業と耐震化を計画的に進めます。</p> <p>■運営基盤強化をはかるため、音更町水道事業経営戦略(※)に基づいた持続的な事業運営をはかります。</p> <p>※音更町水道事業経営戦略:中長期的な視点に立ち、水道施設のライフサイクル全体にわたって、効率的かつ効果的な維持管理により持続可能な水道事業を実現するための基本となる指針。</p>	
施策	施策名	対応するSDGsの17の目標の番号(1~17)
	(1) 災害に強い水道施設の構築【上下水道課】	6
	(2) 計画的な更新と水道有収率の向上【上下水道課】	6
	(3)	
	(4)	
	(5)	
	(6)	
	(7)	

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	14 水道							
施策の内容(詳細事項)								
	(1)災害に強い水道施設の構築【上下水道課】							
①	震災時における病院や避難施設などの重要施設への給水確保のため、必要な基幹管路(導水管・送水管・配水本管)を耐震管に更新します。							
	(2)計画的な更新と水道有収率の向上【上下水道課】							
①	老朽化した管路の更新を、重要度と優先度を考慮して計画的に実施し、有収率を維持し持続可能な水道運営を行います。							
目標指標								
(1)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	基幹管路の耐震化率【上下水道課】	基幹管路に占める耐震管および耐震適合性のある管の使用割合	53.8%	R1	58.9%	R6	69.1%	R12
(2)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	老朽管の更新率【上下水道課】	更新事業の主な対象としている管(塩化ビニル管)の更新割合	—	R1	50.0%	R6	100%	R12
(2)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	水道有収率【上下水道課】	料金徴収の対象となった年間水量(有収水量)が、浄水場などから配水される年間総配水量に占める割合	89.2%	R1	90.3%	R6	91.4%	R12

分野別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	15 下水道、排水処理							
担当部署	上下水道課							
現状と課題	<p>◆本町の2019(令和元)年度末現在の公共下水道普及率は89.3%で、個別排水処理施設などを含めた全町における汚水処理人口普及率は96.0%となっており、市街化区域内の汚水整備はほぼ完了しています。今後は、現在進めている未普及区域の整備完了をめざすほか、宅地開発等に合わせた整備が必要です。</p> <p>◆下水道施設の適切な維持管理に加えて、施設の長寿命化対策の推進が必要です。</p> <p>◆雨水管の整備率は、2019(令和元)年度末現在で52.74%であり、今後も道路整備にあわせた整備が必要です。</p> <p>◆下水道計画区域以外の市街化調整区域や農村地域では、今後も個別排水処理施設の整備による汚水処理の拡充が必要です。</p>							
めざす方向	<p>■快適な生活環境づくりと公共用水域の水質保全のため、下水道の整備促進に努めます。</p> <p>■ストックマネジメント手法(※)を取り入れた施設の改築・更新により、長寿命化をはかります。</p> <p>※ストックマネジメント手法: 長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化状況などを考慮し、優先順位を定めて施設整備を行うことで、施設管理の最適化をはかること</p>							
施策	施策名		対応するSDGsの17の目標の番号 (1~17)					
	(1)	下水道施設の整備【上下水道課】	3					
	(2)	下水道施設の改築・更新【上下水道課】	3					
	(3)	個別排水処理施設の整備【上下水道課】	3					
	(4)							
	(5)							
	(6)							
	(7)							
	(8)							

施策別基本計画調書

章(基本目標)	第2章 都市と自然が共生する持続可能な住みたいまち							
分野	15 下水道、排水処理							
施策・【担当部署】 / 施策の内容(詳細事項)								
	(1)下水道施設の整備【上下水道課】							
①	下水道計画区域内の汚水および雨水整備を進めます。							
	(2)下水道施設の改築・更新【上下水道課】							
①	ストックマネジメント手法を取り入れた改築・更新を計画的かつ効率的に行い、施設の長寿命化を進めます。							
	(3)個別排水処理施設の整備【上下水道課】							
①	下水道計画区域外の個別排水処理施設(合併処理浄化槽)の整備を進めます。							
目標指標								
(1)-1	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	汚水管整備延長【上下水道課】	計画区域内における汚水管の整備延長	224.9km	R1	229.6km	R6	231.8km	R12
(1)-2	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	雨水管整備延長【上下水道課】	計画区域内における雨水管の整備延長	145.9km	R1	147.3km	R6	147.9km	R12
(2)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	汚水老朽管の更新延長【上下水道課】	汚水老朽管の管更生などによる更新工事延長	8.8km	R1	12.0km	R6	16.6km	R12
(3)	目標指標名	指標の説明	当初数値	年度	中間数値	年度	目標数値	年度
	個別排水処理施設整備個数【上下水道課】	合併処理浄化槽の設置数	661基	R1	721基	R6	781基	R12